

令和7年（2025年）産業連関構造調査

酒類製造業投入調査 調査票記入手引

令和8年9月

財 務 省

調査票の提出期限：令和8年12月18日（金）

調査票の提出先及び問い合わせ先

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省財務総合政策研究所

調査統計部 酒類製造業投入調査担当

TEL 03-3581-4111（内線 5327）

I 酒類製造業投入調査の概要

1 調査の趣旨

この調査は、令和7年（2025年）産業連関表を作成する際の基礎資料を得ることを目的として行うものです。

産業連関表は、我が国産業活動の実態を、産業間の取引の形で1つの表にまとめたもので、これまでおおむね5年ごとに作成され、種々の経済政策の策定、経済分析、経済予測等の基礎資料として、さらに国民経済計算（SNA）等他の統計作成の基礎資料としても利用される大変重要な統計です。

今回作成する令和7年（2025年）産業連関表は、関係10府省庁（総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の共同事業によるものです。

産業連関表作成のためには、商品ごとに、その生産にかかった経費（原材料費等）の内訳を正確に把握する必要がありますが、酒類製造業について既存の統計では十分な情報が得られません。このため、今回、酒類製造業について、特別に本投入調査を実施するものです。

今回ご協力をお願いしているこの「酒類製造業投入調査」は、以上のような趣旨で行われるもので、調査票は財務省財務総合政策研究所調査統計部が、回収・集計します。

なお、集められた調査票は、産業連関表を作成するためにのみ使用され、他の目的に利用されることは決してありません。

2 調査の対象企業

酒類を製造している全国の企業のうち、約40社が調査対象です。

3 調査事項

この調査は、財務省が指定した調査対象製品（以下「調査製品」という。）について行うものです。「調査製品」は調査票1枚目の上部の企業名等を記入する欄の上に指定してあります。調査事項ではこの「調査製品」について記入してください。

他の製品も生産しており、指定された「調査製品」の経費が不明の場合は、出荷額、生産量等で按分して記入してください。

4 調査の対象期間

原則として令和7年1月1日から同年12月31日の1年間です。この期間での記入が困難な場合には、令和7年を最も多く含む事業年度（例えば令和7年4月1日～令和8年3月31日）等により記入してください。

5 調査方法

この調査は、

財務省 $\longleftrightarrow$ 調査対象企業
という系統で郵送又はオンラインにより行います。

6 調査票の提出期日・問い合わせ先

令和8年12月18日（金）までに、財務省財務総合政策研究所調査統計部酒類製造業投入調査担当宛に送付してください。（同封の返信用封筒をご利用ください。）

提出先及び問い合わせ先は、この記入手引の表紙及び調査票3枚目の右下に記入してあります。

Ⅱ 記入のしかた及び用語の説明

1 ありのままを記入してください

この調査は、統計法に基づく承認を得て実施されており、調査票の記載内容は統計を作成する目的のみに使用されます。ありのままを記入してください。

2 調査票が支店や営業所などに送付されたため、記入ができないような場合はお手数ですが、本社、本店などへ転送の上、ご記入をお願いします。

◎ 消費税の扱い

全ての調査事項について、消費税の扱いは「税抜き」としてください。但し、経理上、「税抜き」での記入が困難な場合は、「税込み」で記入してください。消費税の扱いについては、上部選択肢の該当する番号に○を付けてください。

◎ 企業名等

貴社の電話番号、本調査票の記入担当部課名、記入担当者のお名前と内線番号（直通電話番号でも結構です）を記入してください。また、正式な企業名、所在地の郵便番号、住所については、既に記入されていますが、変更等があれば訂正してください。部門番号、企業番号は集計の際に当方で使用いたしますので空欄にしておいてください。

◎ 調査対象期間

調査票1枚目の「対象期間」欄に調査対象期間を記入してください。本調査の調査対象期間は、原則として令和7年1月1日から同年12月31日の1年間です。この期間での記入が困難な場合には、令和7年を最も多く含む事業年度（例えば令和7年4月1日～令和8年3月31日）等により記入してください。

I 売上高及びその内訳

- (1) 「1000 売上高」は、貴社全体の1年間の売上高（調査製品の課税移出に係る売上高＋調査製品未納税売上高＋調査製品以外の売上高）を記入してください。
但し、屑・副産物（酒かす、ビール粕等）の売上高は含めないでください。
- (2) 「1100 うち調査製品売上高」は、調査票1枚目上部に指定された調査製品の売上高（調査製品の課税移出に係る売上高＋調査製品未納税売上高）を記入してください。
- (3) 「1200 うち調査製品以外の売上高」は、調査製品以外の売上高を記入してください。但し、 $1000=1100+1200$ となるようにしてください。
- (4) 「2000 売上原価」は貴社全体の売上原価を記入してください。屑・副産物の売上原価も含めてください。さらに、この内訳を2100、2200、2900に記入してください。
- (5) 「2100 うち調査製品酒税額」は、調査製品の課税移出に係る売上高に対する酒税額を記入してください。
- (6) 「2200 うち調査製品売上原価」は、調査製品について、酒税額を除いた売上原価を記入してください。調査製品製造に伴って発生する屑・副産物の売上原価も含めてください。
- (7) 「2900 うち調査製品以外の売上原価」は、調査製品以外の酒類にかかる酒税額、調査製品以外の製品製造に伴って発生する屑・副産物の売上原価も含めてください。
- (8) 「3000 屑・副産物の売却額」は、酒かす、ビール粕等の屑・副産物の売却額をマイナス計上してください（調査票にあらかじめ△（マイナス記号）を記入済み）。また、 $3000=3100+3200$ となるように内訳を記入してください。
本項目に該当がある場合は、「IV 再生資源の売却」についても、あわせて回答してください。
- (9) 「4000 販売費・一般管理費」は、貴社全体の販売費及び一般管理費を記入してください。また、 $4000=4100+4200$ となるように内訳を記入してください。
- (10) 「5000 その他」は、営業外損益、経常利益等を $5000=1000-2000-3000-4000$ となるように記入してください。その際、「3000 屑・副産物の売却額」がマイナス計上となっておりますので注意してください。
- (11) 「6000 調査製品製造、販売等に係る売上原価及び販売費・一般管理費」は、「2200 うち調査製品売上原価」と「4100 （販売費・一般管理費の）うち調査製品製造分」の合計を記入してください。この内訳を2ページ以降の「II 売上原価及び販売費・一般管理費の内訳」に記入してください。

Ⅱ 売上原価及び販売費・一般管理費の内訳

- (1) 調査製品及び調査製品製造に伴って発生する屑・副産物は、その製造、販売等に係る売上原価及び販売費・一般管理費の内訳を記入してください。なお、その際、各項目の右側にある「記入上の注意」を参照してください。
- (2) うち数の記入が困難な場合は、空欄にせずに最も適当と思われる方法で按分して必ず記入してください。資料が全くない場合は記入者の経験上の主観によってもかまいません。また、50%、20%といった書き方でも結構です。
- (3) 支出がない場合には、空欄にせずに“0”と記入してください。
- (4) 法人税法、所得税法において減価償却資産となる有形固定資産（購入金額10万円以上かつ耐用年数1年以上のもの）の購入額は3ページ下「7000 有形固定資産の購入額」にまとめて記入してください。
- (5) 使用した各原材料、買入酒のうち、輸入品の割合を整数で（小数点以下四捨五入）記入してください。正確にわからない場合はだいたいの割合でもかまいません。但し、全く不明のものは空欄にしてください。なお、輸入品の割合がないものは、空欄にせずに“0”と記入してください。
- (6) 原材料費の欄には、調査製品製造に当たって使用する代表的な原材料をあらかじめ記入してありますが、表記の原材料以外で貴社で使用している主なものがございましたら、続きの空欄に原材料名を明記の上で記入してください。
- (7) 原材料費は、調査対象期間に購入した原材料について記入してください。例えば、20年物のウイスキーを製造、販売している場合、20年前の原材料について記入するのではなく、調査対象期間に購入したウイスキーの原材料について記入してください。
- (8) 買入酒は、6030 に総額を記入の上、代表的なもの（例、「ウイスキーモルト」、「ブランデー」）について、6031、6032 に内訳を記入してください。
- (9) 「6350 福利厚生費」は、対象を「福利施設負担額、保健衛生医療費、娯楽・スポーツ費等」とし、「健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の雇用主負担分」については「6320 社会保険料（雇用主負担）」に記入してください。
- (10) 3ページの「6000 総額」は1ページの「6000 調査製品製造、販売等に係る売上原価及び販売費・一般管理費」に一致するようにしてください。
- (11) 「7000 有形固定資産の購入額」は、法人税法、所得税法において減価償却資産となる有形固定資産の調査対象期間における購入額をまとめて記入してください。なお、取得価額で記入してください。

Ⅲ 従業員数

- (1) 令和7年12月31日現在の従業者数を記入してください。なお、これによることのできない場合にはこれに最も近い時点での従業者数で記入してください。但し、この場合は欄外に何年何月何日の時点であるかを明記してください。
- (2) 「8110 うち常用労働者数」については、次のいずれかの条件を満たす人を記入してください。
- ① 期間を定めずに雇われている人
 - ② 1か月を超える期間を定めて雇われている人
 - ③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている人であって、令和7年11月及び12月の2か月にそれぞれ18日以上雇われた人
- なお、パートタイム、アルバイト等の名称にかかわらずこの条件を満たす人は常用労働者に含めてください。
- (3) 「8120 臨時・日雇労働者数」については、事業所に雇われている人のうち、常用労働者以外の人です。すなわち、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている人であって、令和7年11月及び12月の2か月にそれぞれ18日以上雇われた実績のない人です。

Ⅳ 再生資源の売却

「3000 屑・副産物の売却額」に該当がある場合に回答してください。